

# 貨物自動車運送事業の監査等について

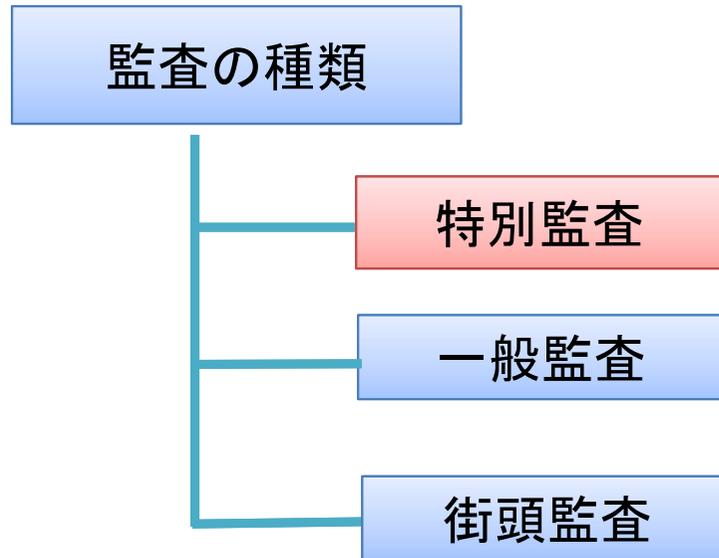
適正化事業フォローアップ研修会・新規許可事業者研修会

令和7年2月20日

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

## ●目次

1. 自動車運送事業における監査概要について ……P3～7
2. トラック事業者への集中監査月間の実施と結果について ……P8
3. トラック事業者に多い法令違反項目と注意点等について ……P9～22
4. 自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正について ……P23～24
5. その他(パンフレット等) ……P25～26



## ○監査対象事業者(監査端緒)

- ・第一当事者と推定される死亡事故等を引き起こした事業者
- ・公安委員会・労働基準監督署等からの通報により法令違反の疑いのある事業者
- ・適正化実施機関等からの情報により法令違反が疑われる事業者
- ・長期間監査を実施していない事業者

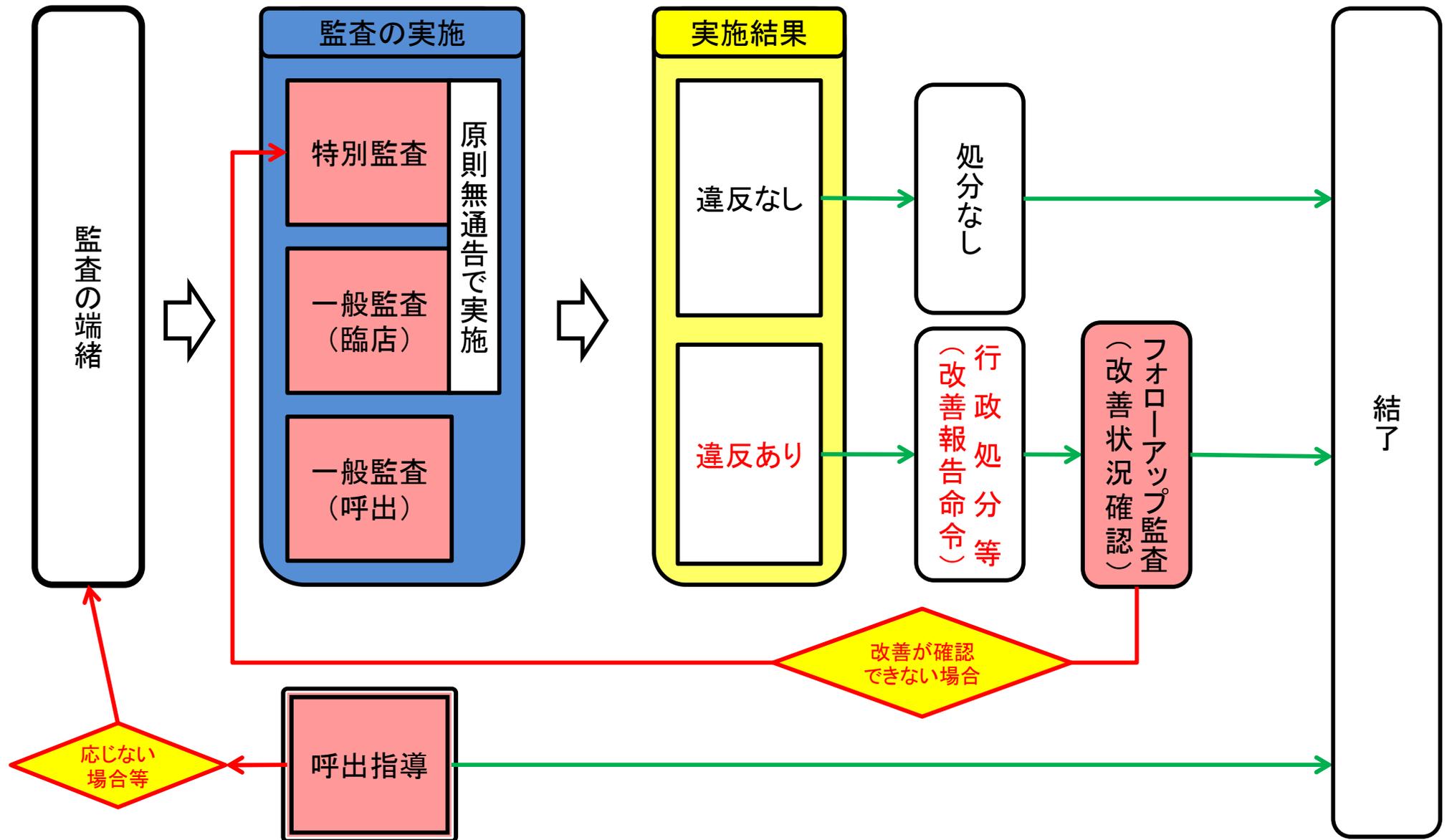
・・・etc.

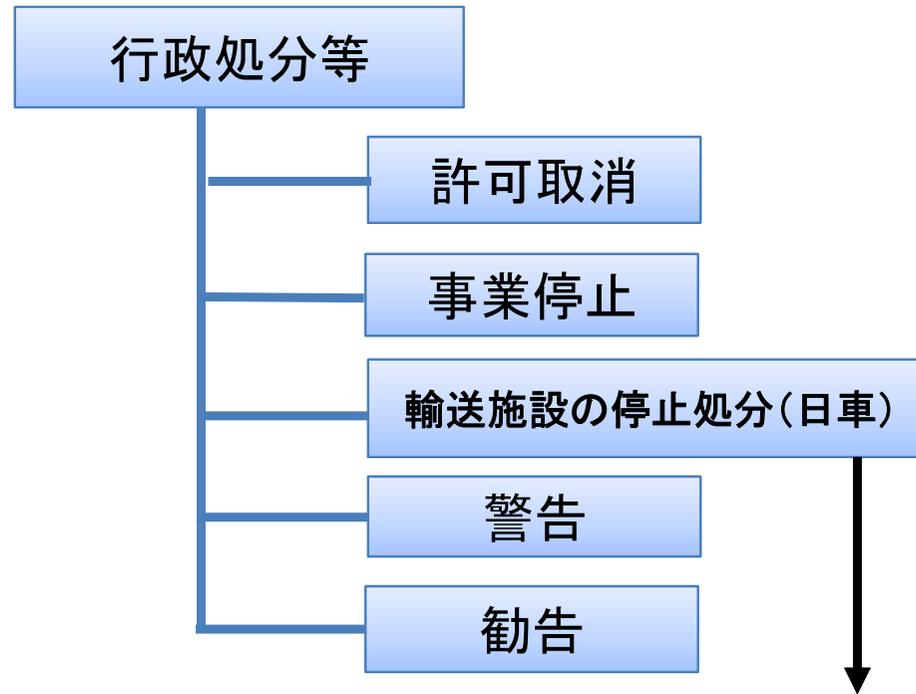
監査の端緒(中運局第58号監査方針より貨物自動車運送事業に関するもののみ抜粋)

- ① 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査(事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査をいう。)の結果等により、法令違反の疑いがある事業者
- ② 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定される死亡事故を引き起こした事業者
- ③ 事業用自動車の運転者が悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、無車検運行、無保険運行及び救護義務違反(ひき逃げ)をいう。)を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者
- ④ 行政処分等を受けた際に事業の改善状況の報告を命じられた事業者であって、報告のための出頭を拒否したもの、改善報告を行わないもの又は報告内容から事業が改善されたと認められない事業者
- ⑤ 適正化事業実施機関が行う巡回指導を拒否した事業者
- ⑥ 都道府県公安委員会、都道府県労働局、道路管理者等からの通知又は通報により、法令違反の疑いがある事業者
- ⑦ 労働関係行政機関又は日本年金機構から、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険に加入していない旨の通報があった事業者
- ⑧ 労働関係行政機関から、最低賃金法(昭和34年法律137号)に違反している旨の通報があった事業者
- ⑨ 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に定める事故であって、同規則の別記様式による自動車事故報告書(以下「事故報告書」という。)の「事故の原因」及び「事故の種類」の区分が同一であるものを3年間に3回以上引き起こした事業者

- ⑩ 事故報告書、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年11月29日運輸省令第33号)第2条第1項に規定する事業報告書及び事業実績報告書並びに同規則第3条第1項の規定により求められた臨時の報告書(以下「報告書等」という。)について、以下に該当する事業者
  - ア 所定の期限までに報告書等を提出しなかった事業者
  - イ 報告書等に虚偽の内容を記載した疑いがある事業者
  - ウ 報告書等に記載された内容に法令違反の疑いがある事業者
- ⑪ 事業用自動車のホイール・ボルトの折損による車輪脱落事故又は整備不良に起因すると認められる死傷事故を引き起こした事業者
- ⑭ 長期間、監査(街頭監査を除く。)を実施していない事業者(適正化事業実施機関による巡回指導があった事業者及び全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されている事業者(以下「安全性認定事業者」という。)を除くことができる。)
- ⑰ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務(貨物自動車運送事業法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。)違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者
- ⑱ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務違反について、元請事業者に対する下請事業者等からの苦情等により、監査を行うことが必要と認められる元請事業者及び下請事業者
- ⑲ 貨物自動車運送事業法第29条第1項の規定による管理の受委託の許可を受けた事業者であって、受託者に法令違反の疑いがある委託者たる事業者
- ⑳ 監査を受けた後又は②若しくは③に該当する事故若しくは違反が発生した後、行政処分等までの間に事業用自動車等を移動させた事業者及びその移動先事業者であって、監査を行うことが必要と認められる事業者
- ㉑ 呼出指導の対象となったにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じない事業者
- ㉒ 行政処分等を受けた際に、事業の改善状況の報告を命じられた事業者
- ㉓ その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者

## 監査の全体のイメージ





処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	~10両	11両 ~20両	21両 ~30両	31両~
~ 10日車	1両	1両	1両	1両
11 ~ 30日車	1両	2両	2両	2両
31 ~ 60日車	1両	2両	3両	3両
61 ~ 80日車	2両	3両	4両	5両
81日車~	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

・最大保有車両数の5割を停止



Press Release

## 中部運輸局自動車交通部

令和6年12月2日 14時00分発表

お問い合わせ先  
中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
田中、富田 Tel. 052-952-8038

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

### 《速報》貨物自動車運送事業者に対する集中監査結果

中部運輸局では、令和6年10月、貨物自動車運送事業者に対する集中監査を行い、その速報結果を下記のとおり集計しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 実施結果

監査を実施した31事業者中26事業者について、法令違反が確認されました。

法令違反として多かった事項は、輸送の安全に欠かせない点呼の未実施などの点呼関係、拘束時間の基準超過や連続運転などの労働時間関係、運行記録計の記録不適切でした。

また、法令違反項目である点呼簿記載事項不備等の中には、悪質性のある点呼簿の不実記載も見受けられました。

#### 2. 今後の対応

違反を確認した26事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行い、今後、行政処分基準に基づき厳正に処分を行うとともに、違反事項の改善状況を確認してまいります。

## 集中監査月間における違反状況

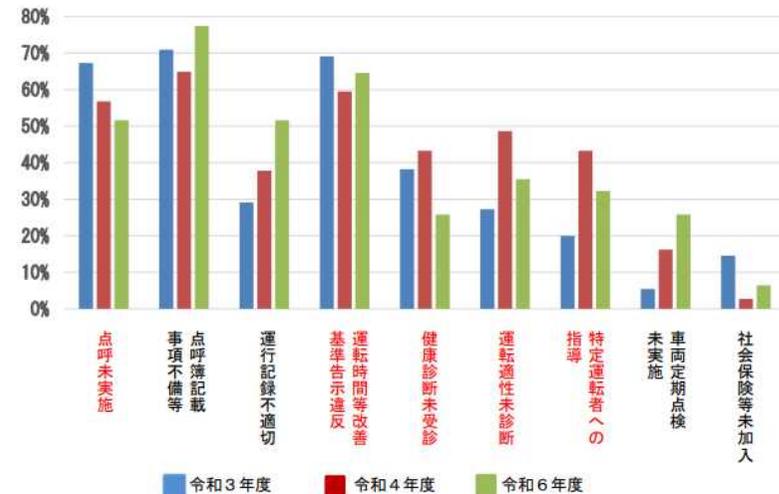
単位：件

管内支局	監査事業者数	違反事業者数	主な監査項目に係る違反状況								
			点呼未実施	点呼簿記載事項不備等	運行記録不適切	改善基準告示違反	運転時間等	健康診断未受診	適性診断未受診	特定運転者への指導	車両定期点検未実施
愛知	10	9	3	8	6	6	3	3	2	1	0
静岡	6	6	5	7	3	6	2	3	3	3	1
岐阜	4	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1
三重	7	4	2	1	2	2	2	1	1	1	0
福井	4	4	4	6	3	4	0	3	3	2	0
合計	31	26	16	24	16	20	8	11	10	8	2

※主な監査項目に係る違反状況の件数は、1違反事業者に対し複数件含まれる

※赤字は、貨物自動車運送事業者の集中監査月間における重点監査項目

## 主な違反事項の違反率



※令和5年度は、運輸局内の体制変更のため実施せず

※赤字は、貨物自動車運送事業者の集中監査月間における重点監査項目

## 点呼に関する違反や無認可車庫(車両持ち帰り)

### ○点呼の方法は適切ですか？

乗務前: **酒気帯びの有無**、疾病・疲労・**睡眠不足**等の有無、  
日常点検の実施状況

乗務後: 乗務に係る事業用自動車、道路、運行の状況、  
(交代運転者がある場合はその通告状況)、**酒気帯びの有無**  
→上記事項を全て確認し、確実に記録する必要があります

また、点呼は**乗務前・乗務後**に行う必要があります

・運転手は**自分で点呼(セルフ点呼)できません**

### ○点呼は対面で行っていますか？

…**点呼は営業所・車庫で対面で行うのが基本です**

ただし運行上やむを得ない場合は電話その他方法で行う

→**営業所と車庫が離れている**

・早朝・深夜等で点呼執行者が不在は**運行上やむを得ない場合には該当しません**

### ○車両は認可車庫にて適切に管理していますか？

車両を自宅等への認可されていない場所で管理しているのは違反です

また、運行管理や車両管理が適切にできていない可能性が高いです

## 点呼に関する違反の処分量定

### ○点呼の実施違反

違反事項	初違反	再違反
未実施19件以下	警告	10日車
未実施20件以上	1日車 × 未実施件数	2日車 × 未実施件数

※点呼を全く実施していない場合は「**事業停止30日間**」

### ○点呼の記録違反

違反事項	初違反	再違反
<b>記録の改ざん・不実記載</b>	<b>60日車</b>	120日車
記録事項等の不備	警告	10日車

### ○無認可車庫

違反事項	初違反	再違反
営業所との距離	20日車	40日車
その他	10日車	20日車

## 運行記録計の記録が不適切

○日報と併せて運行記録計の記録の確認を適切に行っていますか？

・運行記録計を設置していない、運転者が適切に記録していないなど

※車両総重量7t以上または最大積載量4t以上の車両

上記に該当する被けん引自動車をけん引する自動車

については運行記録計の設置と記録が義務づけ

→日報と運行記録計の記録から実際の運行状況を把握し、休憩や休息の取得状況、スピードの出し過ぎ等、運転者への指導に活用ください

## 運行記録計及び業務日報に関する違反の処分量定

### ○運行記録計における記録違反

違反事項	初違反	再違反
記録なし5件以下	警告	10日車
記録なし6件以上	10日車	20日車
全て記録なし	30日車	60日車
<b>記録の改ざん・不実記録</b>	<b>60日車</b>	<b>120日車</b>

### ○業務の記録(日報)違反

違反事項	初違反	再違反
記録なし5件以下	警告	10日車
記録なし6件以上	10日車	20日車
すべて記録なし	30日車	60日車
<b>記録の改ざん・不実記載</b>	<b>60日車</b>	<b>120日車</b>
記録事項等の不備	警告	10日車

※日報の記載事項である「乗務の開始及び終了の地点」の記録がないものが散見されます。

## 勤務時間等基準告示違反

### ○拘束時間・休息期間は守っていますか？

- ・1ヶ月の拘束時間は原則284時間、1年間の拘束時間は原則3,300時間  
労使協定を締結した場合には、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、310時間まで延長可
- ・1日の拘束時間は原則13時間(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)
- ・1日の休息期間は継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない

### ○運転時間の限度は守っていますか？

- ・連続運転時間は4時間が限度  
運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩が必要
- ・1日の運転時間は2日平均で9時間が限度
- ・1週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間が限度

## 1. 勤務時間等基準告示違反の処分量定

### ○勤務時間等基準告示の遵守違反

違反事項	初違反	再違反
未遵守5件以下	警告	10日車
未遵守6件以上	2日車 × 未遵守件数	4日車 × 未遵守件数

### ○1ヶ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反

上記の件数として計上し基準日車を算出するとともに、別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車に合算する。

違反事項	初違反	再違反
未遵守計1件	10日車	20日車
未遵守計2件以上	20日車	40日車

例: 1日の拘束時間及び連続運転時間の未遵守件数 5件

1ヶ月の拘束時間未遵守 1件

処分量定

未遵守件数6件  
 $2日車 \times 6件 + 10日車 = 22日車$

令和  
6年4月～  
適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間

改正前(労働者)  
**3,516時間**

改正後  
**3,300時間**

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(労働者)  
**293時間**

改正後  
**284時間**

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前  
**継続8時間**

改正後  
**継続11時間を基本とし、継続9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省  
厚生労働省ホームページ  
http://www.mhlw.go.jp

●詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 改善基準告示 検索

詳しくは  
裏面へ

## トラック運転者の「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

<b>1年、1か月の拘束時間</b>	<b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：284時間以内</b>	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 204時間を超えず3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
<b>1日の拘束時間</b>	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b>	【例外】荷役を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>※1</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所外以外の場所におけるものである場合
<b>1日の休息期間</b>	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>	【例外】荷役を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>※1</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
<b>運転時間</b>	<b>2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内</b>	
<b>連続運転時間</b>	<b>4時間以内</b> 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおよね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
<b>予期し得ない事象</b>	予期し得ない事象への対応時間は、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>※2</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗客予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
<b>特例</b>	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間(1か月程度)における全勤務日数の2分の1が限度 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車内ベッド)が※4の条件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の休息時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅90cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の揺動等からの衝撃が緩和されるものであること	
<b>休日労働</b>	休日労働(業務の必要上やむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	<b>フェリー</b> ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(計算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	

## 健康診断の未受診及び処分量定

### ○健康診断の受診は適切ですか？

- ・雇入時の健康診断→労働者を雇入れる直前又は直後に実施  
(雇入れ前3ヶ月以内に健康診断を受診し、その結果を事業者に提出すれば省略は可)
  - ・一般健康診断→**1年以内ごとに1回実施**
  - ・特定業務従事者健康診断→**深夜業務(22～5時)等に従事する場合は  
6ヶ月以内ごとに1回実施**
- ・運転者であれば**役職等にかかわらず**受診が必要です  
 ・運転者各個人で受診させる場合は漏れがないか注意して下さい

違反事項	初違反	再違反
未受診者1名	警告	10日車
未受診者2名	20日車	40日車
<b>未受診者3名以上</b>	<b>40日車</b>	80日車
<b>未受診者による健康起因事故が発生した者</b>	<b>40日車</b>	80日車

# 【参考】健康起因事故を踏まえた行政処分の強化

- 運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向
- 令和2年12月及び令和3年1月、運転者の健康起因による死亡事故が相次いで発生

## 事故事例

### 事例①

令和2年12月17日北九州市内発生  
 事業者：法人タクシー  
 運転者：74歳男性（運転経験30年）  
 事故概要



乗客3名を乗せ運行中、道路右側電柱に衝突  
 この事故により、運転者及び乗客（72歳）が死亡、他2名は負傷  
 事故原因は、報道によると心不全  
 ※直近1年健康診断未受診。運転者は10年前に医師から心疾患の診断を受け投薬を続けていたが、事業者は把握していなかった。

### 事例②

令和3年1月4日渋谷区笹塚（甲州街道）内発生  
 事業者：法人タクシー  
 運転者：73歳男性（運転経験34年）  
 事故概要



乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねた  
 この事故により、歩行者1名が死亡、他の歩行者5名が重軽傷  
 事故原因は、くも膜下出血により意識を失った疑い  
 ※健康診断は、昨年12月8日に受診。高血圧、脂質異常症について治療中だが、産業医から要注意者として指摘なし。

## < 処分基準強化内容 >

行政処分基準（全モード）

運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 未受診者1名   | 警告（10日車）   |
| ② 未受診者2名   | 20日車（40日車） |
| ③ 未受診者3名以上 | 40日車（80日車） |

**2 未受診者による健康起因事故が発生したものは 40日車（80日車）**

**3 疾病、疲労等による乗務 80日車（160日車）**

**4 薬物等使用乗務 100日車（200日車）**

## < 適用方法 >

- ・健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者（当該運転者を除く。）が生じた重大事故等をいう。
- ・事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。  
 なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。

## 適性診断受診・指導監督に関する違反

○適性診断は適切に受診されていますか？

- ・特定診断（Ⅰ・Ⅱ）
- ・初任診断

→当該事業者で初めて事業用自動車に乗務する前（やむを得ない場合は乗務開始後1ヶ月以内）  
→ただし乗務前3年以内に初任診断を受診していれば対象外（診断結果要保管）  
（他社で運転経歴の長い運転手でも3年以内に受診していなければ受診の対象）

- ・適齢診断

→65歳に達した日から1年以内（65歳以上の運転者を新たに選任した場合は選任日から1年以内）  
→その後3年以内ごとに1回の受診が必要

○運転手への指導監督は適切ですか？

- ・一般的な指導

→告示（※）に定められた12項目全てについて毎年実施する必要があります  
→日時、場所、内容、指導を行った者、指導を受けた者を記録し、営業所にて3年間保存が必要

- ・特別な指導

→事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者には一般的な指導とは別に告示に定められた特別な指導が必要

※告示：貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

## 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針

### ○一般的な指導及び監督の指針

- ・事業用自動車を運転する場合の心構え
- ・事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ・事業用自動車の構造上の特性
- ・貨物の正しい積載方法
- ・過積載の危険性
- ・危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ・適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ・危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転
- ・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ・健康管理の重要性
- ・安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

## ○特定の運転手に対する特別な指導の指針

### ○事故惹起運転者

- ・事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
- ・交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ・交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ・交通事故を防止するために留意すべき事項
- ・危険の予測及び回避
- ・安全運転の実技

6時間以上

可能な限り実施

### ○初任運転者

- ・貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等  
→一般的な指導及び監督の指針12項目の内容について指導(15時間以上)
- ・安全運転の実技(20時間以上)

### ○高齢運転者

- ・**適齢診断結果より**、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法を自ら考えるよう指導

マニュアル等については、  
「自動車安全総合情報HP」に掲載されています  
(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>)

## 適性診断受診・指導監督に関する違反の処分量定

#### ○運転適性診断の未受診

違反事項	初違反	再違反
受診なし1名	警告	10日車
受診なし2名以上	10日車	20日車

#### ○指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反

違反事項	初違反	再違反
一部不適切	10日車	20日車
大部分不適切	20日車	40日車
一部記録なし	警告	10日車
全て記録なし	40日車	80日車
<b>記録の改ざん・不実記載</b>	<b>60日車</b>	<b>120日車</b>
記載事項等の不備	警告	10日車

## 飲酒運転根絶に向けて 管理体制の強化と指導、 啓発活動の推進を

### 【厳正な点呼の実施】

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無について運転者が申告しやすい環境づくりに努める。
- アルコール検知器による確認を徹底する。

### 【飲酒状況等の実態把握】

- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。
- 運転者の雇用時に飲酒傾向を確認する。

### 【従業員への指導・啓発】

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
  - ・飲酒運転に対する罰則・処分
  - ・飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。

### 【家庭への啓発・広報】

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

**アルコール依存症は、**多量の飲酒を続けることで脳の機能が変化して、自分では酒の飲み方（飲む量、飲む時間、飲む状況）をコントロールできなくなる**病気**です。本人は自覚が無く気づきにくいため、本人の意志でコントロールしようとしても度々失敗します。本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、**周囲の人の適切なサポートが必要です。**

## アルコールに関する正しい理解を **Mission 1st**



### 飲酒と運転の分離

(酒量に応じた間隔の確保) の**徹底**をお願いします！

#### 飲酒運転事例



プロとしての自覚ある行動を!

× 仮眠したから運転しても大丈夫だと思った・・・

× 少ししか飲んでないから大丈夫だと思った・・・

## 飲んだ量を「ドリンク」で把握しましょう!

ビール 5%	ロング缶1本 500ml	ワイン 12%	グラス1杯 200ml	焼酎 25%	コップ1/2 100ml
チューハイ 7%	ショート缶1本 350ml	日本酒 15%	10勺(1合) 180ml	ウイスキー 43%	2ショット(2オンス) 60ml

**2ドリンクの目安** 2ドリンク 分解するのに最低**4時間** 必要です。

### 「健康で飲める人」の基準 **1日2ドリンク**

アルコールの「**1ドリンク**」➡ 純アルコールが**10g** 含まれる飲料

※ 上記はあくまでも「健康で飲める人」の基準であり、個人差があるため業務前のアルコール検知器の確認を必ずお願いします。

令和6年9月改正・10月施行

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化 **トラック、バス、タクシー**

- 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運行の業務に加え、新たに指導監督義務と点呼実施義務について違反行為を設ける(それぞれの違反行為について加算)<sup>※1, 2</sup>

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運行の業務 <b>現行</b>	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施 <b>新設</b>	初違反	<b>100日車</b>
	再違反	<b>200日車</b>
飲酒運転防止に係る点呼が未実施 <b>新設</b>	初違反	<b>100日車</b>
	再違反	<b>200日車</b>

※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外

※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入) **トラックのみ**

- 勤務時間等基準告示の遵守違反<sup>※3</sup>

未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	現行 10日車	<b>改正後</b> 2日車/ 未遵守1件	現行 20日車	<b>改正後</b> 4日車/ 未遵守1件
	現行 20日車		現行 40日車	

- 点呼の実施違反<sup>※3</sup>

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	現行 10日車	<b>改正後</b> 1日車/ 未実施1件	現行 20日車	<b>改正後</b> 2日車/ 未実施1件
	現行 20日車		現行 40日車	

※3 現行と同様、違反の様態により、30日間の事業の停止処分となる場合がある。

別紙  
令和6年12月  
物流・自動車局

## 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正について

### 1. 背景

令和6年5月15日に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）により、貨物自動車運送事業法において、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため貨物軽自動車安全管理者の選任義務等の措置を創設するとともに、貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため運送契約締結時等の書面交付義務等の措置を創設したところである。

また、自動車運送事業の運転者の疾病による事業用自動車の交通事故が増加傾向に転じており、健康診断の受診を徹底することにより健康起因事故の更なる低減が必要な状況である。

以上を踏まえ、自動車運送事業における法令遵守の徹底及び輸送の安全を図るため、行政処分等の基準の改正を行うこととする。

### 2. 改正概要

#### ●貨物軽自動車運送事業に係る処分基準の追加

※下記以外は、規定済みの条文を用いる。処分量定は、一般貨物自動車運送事業に準じて設定

	新
➤貨物軽自動車安全管理者の選任違反 ○選任なし	事業停止 (30日間)
➤貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 ○選任(解任)の未届出に係るもの	初違反：警 告 再違反：10日車
○虚偽の届出に係るもの	初違反：40日車 再違反：80日車
➤貨物自動車安全管理者の講習受講義務違反	初違反：10日車 再違反：20日車
➤貨物軽自動車運転者等台帳 ○作成なし(5名以下)	初違反：警 告 再違反：10日車
○作成なし(6名以上)	初違反：10日車 再違反：20日車
○全て作成なし	初違反：20日車 再違反：40日車
○記載事項等の不備	初違反：警 告 再違反：10日車
➤貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反	初違反：警 告 再違反：10日車

#### ●運送契約締結時の書面交付義務関係等に係る処分基準の追加

	新
➤運送契約締結時の書面交付義務違反 ○交付なし5件以下	初違反：警 告 再違反：10日車
○交付なし6件以上15件以下	初違反：10日車 再違反：20日車
○交付なし16件以上	初違反：20日車 再違反：40日車

	新
○記載事項等の不備	初違反：警 告 再違反：10日車
○交付書面の写しの保存 一部保存なし	初違反：警 告 再違反：10日車
全て保存なし	初違反：20日車 再違反：40日車
➤他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反	運送契約締結時の書面交付義務違反に係る処分量定と同じ
➤運送利用管理規程の作成・届出違反 ○未作成	初違反：20日車 再違反：40日車
○届出に係るもの	初違反：警 告 再違反：10日車
➤運送利用管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	初違反：10日車 再違反：20日車
➤運送利用管理者の選任違反	初違反：20日車 再違反：40日車
➤運送利用管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 ○選任(解任)の未届出に係るもの	初違反：警 告 再違反：10日車
○虚偽の届出に係るもの	初違反：40日車 再違反：80日車
➤運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	初違反：10日車 再違反：20日車
➤実運送体制管理簿の作成義務違反 ○作成なし5件以下	初違反：警 告 再違反：10日車
○作成なし6件以上15件以下	初違反：10日車 再違反：20日車
○作成なし16件以上	初違反：20日車 再違反：40日車
○記載事項等の不備	初違反：警 告 再違反：10日車
○実運送体制管理簿の備え置き 一部備え置きなし	初違反：警 告 再違反：10日車
全て備え置きなし	初違反：20日車 再違反：40日車
➤実運送体制管理簿に係る通知義務違反	初違反：警 告 再違反：10日車

#### ●疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(全モード) ※違反件数に比例した処分の導入

新	旧
○未受診者1名 変更なし	○未受診者1名 初違反：警 告 再違反：10日車
○未受診者2名 変更なし	○未受診者2名 初違反：20日車 再違反：40日車
○未受診者3名以上(未受診者1名当たり) 初違反：15日車 再違反：30日車	○未受診者3名以上 初違反：40日車 再違反：80日車

#### ●その他所要の改正を実施

### 3. 今後の予定

通達発出：令和7年2月(予定) 通達施行：令和7年4月(予定)

## 「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

令和5年6月2日  
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
  - **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備**に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。
- ➡ **中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化（※）も含め確実に整備。**

### 1. 具体的な施策

#### （1）商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入（※）
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入（※）
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃收受・価格転嫁円滑化**等の取組み（※）
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

#### （2）物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資**の促進（パース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバースポット、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック**速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進（※）
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化（※）
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

#### （3）荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入（※）
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（再配達率「**半減**」に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

### 2. 施策の効果（2024年度分）

	（施策なし）	（施策あり）	（効果）
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間 × 達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% × 達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
			<b>合計：14.3ポイント</b>

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

### 3. 当面の進め方

<b>2024年初</b>	・ <b>通常国会での法制化</b> も含めた規制的措置の具体化
<b>2023年末まで</b>	・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「 <b>標準運送約款</b> 」「 <b>標準的な運賃</b> 」の改正等 ・ <b>再配達率「半減」</b> に向けた対策 ・ 2024年度に向けた <b>業界・分野別の自主行動計画</b> の作成・公表 ・ 2030年度に向けた <b>政府の中長期計画</b> の策定・公表
<b>速やかに実施</b>	・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした <b>ガイドライン</b> の作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体の**フォローアップ**

物流2024年問題の解決に!

国土交通省

## 積込先、配送先で 困ったことはありませんか?

「トラックGメン」が情報収集してます  
下図を見て、あるある!と思ったらお電話を!



投稿サイト  
「目安箱」  
あります!

恒常的に長い  
荷待ち時間

過労運転を  
招く恐れあり



無理な到着  
時間の設定

最高速度違反を  
招く恐れあり

過積載になる  
ような依頼

過積載運行を  
招く恐れあり



異常気象時  
の運行指示

輸送安全確保義務  
違反を招く恐れあり

荷主・元請事業者に対して、  
「働きかけ」、「要請」に活用させていただきます

※荷主等へ対応する際は、情報提供者を特定する情報(会社名など)は伝えません  
荷主等から情報提供元が特定されないように配慮します

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037  
愛知運輸支局 輸送・監査担当 052-351-5313 静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191  
岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411  
福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602

○ トラックGメンってなに?  
○ どんな仕事してるの?



URL <https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

### 輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

#### 意見等募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ち、契約のない附帯業務の遂行などの違反原因行為を行っているおそれのある輸送事業者を積極的に収集しています。日本の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。いただいたご意見等については、荷主への法に基づく対応の検討にあたり、活用させていただきます。(なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、精査のお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力をお願い申し上げます。)

※法に基づく対応を行い状況が改善された事例についてはこちらをご覧ください。

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 速度違反を醸成するおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等
- 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
- 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等
- 5. 依頼と異なる積込み作業等
- 6. 依頼にはなかったラベル貼り・積品などの附帯作業等
- 7. 高速料金など費用の自己負担等
- 8. 過度な貨物積載(つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど)への対応等
- 9. 異常気象によるトラブル等
- 10. その他、コンプライアンス的に問題と懸念されるもの

(内容: [フリーテキスト])  
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

#### 【記入項目と記入例】

・トラックの種類	トラックの大きさ
・いつ	トラックの形状
・荷主	--- 年 --- 月 --- 日
・場所	<記入例> 「国土交通XYZ(株)」・「商社間運送(元請)」・(記入せず)
・内容	<記入例> 1. 「東京都千代田区麹町3丁目」の「商社間1物流センター」 2. 「神奈川県横浜市都筑区」の「神奈川県(株)系列の物流倉庫」 3. 「東京都千代田区」の「小売系の物流センター」 (注1) 荷主名のご記入が難しい場合は、上記記入例3のように住所と場所をご記入下さい。 (注2) 可能な限り、荷主名及び場所のご記入をお願い致しますが、どうしてもご記入できない場合は、荷主名(又は荷種)をご記入ください。

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入してください。【必須】

Q3. 自由記述欄でご記入頂いた貨物の種類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 加工食品
- 2. 日用品
- 3. 機械・機械部品
- 4. 建設資材(砂利含む)
- 5. 紙・パルプ
- 6. 金属・金属製品
- 7. 化学品
- 8. 農水産品・林産品
- 9. 繊維工業品
- 10. その他

Q4. 自由記述欄でご記入いただいた発着荷主の業態について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 農林漁業
- 2. 鉱業・採石業・砂利採取業
- 3. 建設業
- 4. 製造業
- 5. 電気・ガス・熱供給・水道業
- 6. 情報通信業
- 7. 運輸業・郵便業
- 8. 卸売業
- 9. 小売業
- 10. その他

2件目を入力する場合は、こちらをクリックしてください

3件目を入力する場合は、こちらをクリックしてください

Q5. 会社名・所属やお名前などについてご記入ください。(任意)

会社名・所属	<input type="text"/>
お名前	<input type="text"/>
ご職業	<input type="radio"/> ドライバー <input type="radio"/> 運行管理者 <input type="radio"/> 個人事業主 <input type="radio"/> 経営者 <input type="radio"/> その他
お電話番号	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>
国土交通省からの連絡可否	<input checked="" type="radio"/> 連絡可 <input type="radio"/> 連絡不可